

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	小児慢性特定疾患システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県は、小児慢性特定疾患システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

奈良県知事

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾患治療研究事業に関する事務
②事務の概要	<p>小児慢性特定疾患治療研究事業は児童福祉法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行うことを目的とする事業である。</p> <p>1 申請受付業務 (各保健所は、申請された「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書」等の各申請書を受付。各申請書内容確認及び添付書類の内容確認を行い、健康推進課へ2回/月進達を行う。健康推進課では、進達された申請書等の記載内容・添付書類の確認、データ確認・入力、各保険者へ所得区分の照会を行う。)</p> <p>2 審査会認定業務 (1回/月に開催される審査会のために、厚生労働省告知第四七五号の掲載番号順に各疾患毎に申請書を用意する。審査終了後、審査医より保留・不承認理由の説明を受け、医療機関及び保護者宛通知文を作成。決裁の後、保護者及び医療機関宛ての通知文を県庁より送付する。)</p> <p>3 医療受給者証及び登録者証発行業務 (承認された申請者に受給者番号を付与し、医療受給者証及び登録者証を作成し交付する)</p> <p>4 統計報告業務(厚生労働省へ衛生行政報告例の提出。実績報告による特定医療費支給状況、認定状況の報告。医療意見書データの提出 他)</p>
③システムの名称	小児慢性特定疾患システム
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病医療費支給認定申請ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>[提供側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42, 80, 125, 161項</p> <p>[照会側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	奈良県医療政策局健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>総務部法務文書課県政情報公関係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>奈良県医療政策局健康推進課 母子保健・人材確保対策係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8661 FAX:0742-22-5510</p>
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、特定し疾患等システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

9. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定疾患等システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健予防課長 前野 孝久	保健予防課長 中井 康純	事後	人事異動による修正 (その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告)
平成31年3月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	小児慢性特定疾患治療研究事業は、児童福祉法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行うことを目的とする事業である。 子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、治療期間が長く、医療費負担が高額となることから、小児慢性特定疾患治療研究事業において、児童の健全な育成を目的として、疾患の治療方法の確立と普及、及び患者家庭の医療費の負担軽減につながるよう、医療費の自己負担分を補助を行なっている。	小児慢性特定疾患治療研究事業は児童福祉法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行うことを目的とする事業である。	事後	組織再編及び事務手順の見直しによる修正
平成31年3月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	1 申請受付業務 (各保健所は、申請された「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書」等の各申請書を受け、各申請書内容確認及び添付書類の内容確認を行う。新規申請はデータをシステムに入力する。健康推進課へ1回/月進達を行う。健康推進課では、進達された申請書等の記載内容・添付書類の確認、既認定者のデータ入力を行う。) 2 審査会認定業務 (1回/月に開催される審査会のために、厚生労働省告知第四七五号の掲載番号順に各疾患毎に申請書を用意する。審査終了後、審査医より保留・不承認理由の説明を受け、保護者宛通知文を作成。決裁の後、保護者宛通知文は管轄の保健所を介してへ送付する。) 3 医療受給者証発行業務 (承認された申請に対して、受給者番号をシステムを使用して付与。規定の医療受給者証に印刷を行う。医療受給者証と承認者名簿は関係保健所宛保護者の宛名ラベルと共に送付する。) 4 統計報告業務(厚生労働省へ衛生行政報告例提出、小児慢性特定疾患治療研究事業の登録管理データの提出 他)	1 申請受付業務 (各保健所は、申請された「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書」等の各申請書を受け、各申請書内容確認及び添付書類の内容確認を行い、健康推進課へ2回/月進達を行う。健康推進課では、進達された申請書等の記載内容・添付書類の確認、データ確認・入力、各保険者へ所得区分の照会を行う。) 2 審査会認定業務 (1回/月に開催される審査会のために、厚生労働省告知第四七五号の掲載番号順に各疾患毎に申請書を用意する。審査終了後、審査医より保留・不承認理由の説明を受け、医療機関及び保護者宛通知文を作成。決裁の後、保護者及び医療機関宛での通知文を県庁より送付する。) 3 医療受給者証発行業務 (承認された申請者に受給者番号を付与し、医療受給者証を作成。健康推進課から申請者に送付する。) 4 統計報告業務(厚生労働省へ衛生行政報告例の提出。実績報告による特定医療費支給状況、認定状況の報告。医療意見書データの提出 他)	事後	組織再編及び事務手順の見直しによる修正
平成31年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第5号まで、第44条第1号二、及び同条第2号から第5号まで ※番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項のうち、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置に関する情報に係る主務省令は未制定 [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条各号 ※番号法第19条第7号 別表第二の9の項のうち、児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報又は地方関係情報に係る主務省令は未制定	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第5号まで、第44条第1号二、及び同条第2号から第5号まで [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条各号	事後	法令の制定による修正
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署名	奈良県医療政策部保健予防課	奈良県医療政策局健康推進課	事後	組織再編に伴う変更
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所長 ③部長 ④課長 ⑤係長 ⑥主任 ⑦係長 ⑧係長 ⑨係長 ⑩係長 ⑪係長 ⑫係長 ⑬係長 ⑭係長 ⑮係長 ⑯係長 ⑰係長 ⑱係長 ⑲係長 ⑳係長 ㉑係長 ㉒係長 ㉓係長 ㉔係長 ㉕係長 ㉖係長 ㉗係長 ㉘係長 ㉙係長 ㉚係長 ㉛係長 ㉜係長 ㉝係長 ㉞係長 ㉟係長 ㊱係長 ㊲係長 ㊳係長 ㊴係長 ㊵係長 ㊶係長 ㊷係長 ㊸係長 ㊹係長 ㊺係長	保健予防課長 中井 康純	健康推進課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正及び組織再編に伴う変更
平成31年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課 県政情報係	総務部法務文書課 県政情報係	事後	組織再編に伴う変更
平成31年3月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報への取扱いに関する問い合わせ 連絡先	奈良県医療政策部保健予防課 難病・医療支援係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL: 0742-27-8660 FAX: 0742-22-8262	奈良県医療政策局健康推進課 母子・保健対策係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL: 0742-27-8661 FAX: 0742-22-5510	事後	組織再編に伴う変更
平成31年3月8日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日	平成30年12月1日	事後	時点修正
平成31年3月8日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日	平成30年12月1日	事後	時点修正
平成31年3月8日	IV リスク対策		「リスク対策」に関する記載を追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第5号まで、第44条第1号二、及び同条第2号から第5号まで [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条各号	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第6号まで、第44条第1号二及び同条第2号から6号まで [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項 ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条各号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	奈良県医療政策局健康推進課 母子・保健対策係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8661 FAX:0742-22-5510	奈良県医療政策局健康推進課 母子保健・人材確保対策係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8661 FAX:0742-22-5510	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年12月1日	令和1年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年12月1日	令和1年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第6号まで、第44条第1号二及び同条第2号から6号まで [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条各号	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第6号まで、第30条の2、第44条第1号二及び同条第2号から第6号まで [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項 ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第3号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部法務文書課県政情報係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	総務部法務文書課県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第6号まで、第30条の2、第44条第1号二及び同条第2号から第6号まで [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第3号	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第6号まで、第30条第1号口、同条第3号口、第44条第1号二及び同条第2号から第6号まで [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の9の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第3号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第2号	・番号法第9条第1項、別表第一の項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和6年3月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和6年2月1日	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和6年2月1日	事後	時点修正
令和6年3月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の7の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条	・番号法第9条第1項別表第一の7の項条	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴う修正
令和6年3月22日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第6号まで、第30条第1号ロ、同条第3号ロ、第44条第1号二及び同条第2号から第6号まで [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の9の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第3号	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の9の項	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴う修正
令和6年3月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	小児慢性特定疾患治療研究事業は児童福祉法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行うことを目的とする事業である。 1 申請受付業務 (各保健所は、申請された「小児慢性特定疾患医療費支給認定申請書」等の各申請書を受け、各申請書内容確認及び添付書類の内容確認を行い、健康推進課へ2回/月進達を行う。健康推進課では、進達された申請書等の記載内容・添付書類の確認、データ確認・入力、各保険者へ所得区分の照会を行う。) 2 審査会認定業務 (1回/月に開催される審査会のために、厚生労働省告知第四七五号の掲載番号順に各疾患毎に申請書を用意する。審査終了後、審査医より保留・不承認理由の説明を受け、医療機関及び保護者宛通知文を作成。決裁の後、保護者及び医療機関宛ての通知文を県庁より送付する。) 3 医療受給者証発行業務 (承認された申請者に受給者番号を付与し、医療受給者証を作成。健康推進課から申請者に送付する。) 4 統計報告業務(厚生労働省へ衛生行政報告例の提出。実績報告による特定医療費支給状況、認定状況の報告。医療意見書データの提出 他)	小児慢性特定疾患治療研究事業は児童福祉法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行うことを目的とする事業である。 1 申請受付業務 (各保健所は、申請された「小児慢性特定疾患医療費支給認定申請書」等の各申請書を受け、各申請書内容確認及び添付書類の内容確認を行い、健康推進課へ2回/月進達を行う。健康推進課では、進達された申請書等の記載内容・添付書類の確認、データ確認・入力、各保険者へ所得区分の照会を行う。) 2 審査会認定業務 (1回/月に開催される審査会のために、厚生労働省告知第四七五号の掲載番号順に各疾患毎に申請書を用意する。審査終了後、審査医より保留・不承認理由の説明を受け、医療機関及び保護者宛通知文を作成。決裁の後、保護者及び医療機関宛ての通知文を県庁より送付する。) 3 医療受給者証及び登録者証発行業務 (承認された申請者に受給者番号を付与し、医療受給者証及び登録者証を作成し交付する) 4 統計報告業務(厚生労働省へ衛生行政報告例の提出。実績報告による特定医療費支給状況、認定状況の報告。医療意見書データの提出 他)	事後	法令改正による文言修正
令和7年3月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の7の項条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表8の項	事後	法令改正による修正
令和7年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の9の項	[提供側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42, 80, 125, 161項 [照会側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13の項	事後	法令改正による修正
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年2月1日	令和7年2月1日	事後	時点修正
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年2月1日	令和7年2月1日	事後	時点修正
令和7年3月25日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価及び重点項目評価	基礎項目評価	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和7年3月25日	IV リスク対策 8人手を介在させる作業	—	新設された「判断の基準」の記載	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正に伴う修正
令和7年3月25日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新設された「評価項目」「判断の基準」の記載	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正に伴う修正